

平成 29 年度第 1 回夕張市福祉有償運送運営協議会 議事内容

1 日時 平成 29 年 6 月 16 日（金）10：00～10：35

2 場所 夕張市役所 4 階 第 1 会議室

3 出席者

(1) 委員 北條委員 大島委員 板谷委員 安部委員 横川委員 中山委員
菅谷委員（7名）

(2) 事務局 保健福祉課 樋口主幹
保健福祉課生活福祉係 秋山係長 佐々木主任

(3) 申請団体 社会福祉法人夕張市社会福祉協議会 菅野係長

4 議事内容

【1 開会】

(事務局)

定刻となりましたので、只今より、平成 29 年度 第 1 回夕張市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます、事務局の保健福祉課生活福祉係の秋山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日出席の委員数は総勢 9 名のうち 7 名で、過半数を超えているため、夕張市福祉有償運送運営協議会設置要綱第 4 条第 4 項の規定により会議が成立しておりますことを報告いたします。

本協議会は原則公開となっておりますが、協議事項の概要を記載した議事録の公開をもってこれに代えることが出来ることとなっておりますので、議事内容については後日、夕張市公式ホームページに掲載されることをあらかじめご了承願います。また、本日は議事録作成のため録音を行っておりますのでご了承ください。

【2 挨拶】

(事務局)

それではまず、本協議会の開催に当たり、夕張市福祉事務所長の菅谷よりご挨拶申し上げます。
<福祉事務所長挨拶>

【3 委員紹介】

(事務局)

続きまして、委員の紹介をさせていただきます。お手元の委員名簿もあわせてご覧ください。
<委員紹介>

(事務局)

なお、夕張第一交通株式会社の和田委員と夕張身体障害者福祉協会の小林委員につきましては、欠席の連絡をいただいております。

また、申請団体の夕張市社会福祉協議会より、菅野係長にご出席をいただいております。

次に事務局の紹介をします。

<事務局紹介>

【4 会長の選出について】

(事務局)

次に会長の選出についてであります。会長を務めておられた飯塚委員が退任されており、新たな会長の選出が必要となっております。会長については、要綱第4条第1項に基づき、委員の互選により選出することとなっております。立候補又は推薦をいただける方はいらっしゃいますか。

(委員)

事務局に一任します。

(事務局)

事務局に一任との声をいただきましたので、よろしいでしょうか。それでは、夕張市老人クラブ連合会の板谷委員にお願いしたいと思っております。よろしければ拍手でご賛同願います。

<拍手>

ありがとうございました。それでは板谷委員は会長席へ移動していただくようお願いします。それでは会長よりご挨拶いただき、以後の進行をお願いします。

(板谷委員)

只今、会長に指名されました板谷でございます。よろしく申し上げます。

<会長挨拶>

【5 福祉有償運送の概要について】

(板谷委員)

それでは、次第の5「福祉有償運送の概要について」事務局よりお願いします。

(事務局)

福祉有償運送の概要について説明させていただきます。資料は4ページ、5ページをご覧ください。すでにご存じの方も多いと思いますが、新たに委員となられた方もいらっしゃるのので、復習もかねてお聞きいただければと思います。

まず、自動車を利用して他人を有償で運送する場合、バス、タクシー事業の許可が必要となります。しかし、タクシー等の公共交通機関だけでは、要介護者や身体障害者等に対する輸送サービスが十分に確保できないと認められる場合に、公共の福祉を確保する観点からNPOや社会福祉法人による、自家用車を利用した輸送を認めるための制度が福祉有償運送であります。

事業者が、要介護者や身体障害者等の会員に対し、実費の範囲内かつ営利とは認められない対

価により、乗車定員 11 人未満の自家用自動車を利用し、原則としてタクシーと同じようにドア・ツー・ドアの個別輸送を行うものであります。

次に、2の市内で福祉有償輸送を行っている事業者であります。福祉有償輸送を行うには、運営協議会の合意を得たうえで、北海道運輸局札幌運輸支局に登録申請が必要となります。今回、更新を行う社会福祉法人夕張市社会福祉協議会に加え、障がい者支援施設しみずさわ等を運営している社会福祉法人雪の聖母園、特別養護老人ホーム清光園等を運営する社会福祉法人清光園の3団体が市内で福祉有償輸送を行っております。

次に3の運営協議会の役割であります。福祉有償輸送を実施するにあたり、必要となる事項を協議し、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、地域福祉の向上に寄与することを目的として、運送事業者に対し必要な指導・助言を行うこととあります。

具体的には次の(1)から(5)に掲げる事項を協議します。

1の福祉有償輸送の必要性についてであります。地域において、タクシー等の公共交通機関だけでは、要介護者等が移動するためのサービスが不十分であり、また、今後も提供される可能性が低い場合等が想定されます。これには、要介護者等の移動制約者の状況、地域内のタクシー及び福祉タクシーの台数、輸送サービスの活用状況等を基に判断することとなります。これらの状況については後程説明いたします。

2の輸送の区域であります。市町村を単位とし、乗車場所又は降車場所のいずれかが区域内にあることを要します。夕張市においては、単独で協議会を設置しており、区域も同様に夕張市内全域としていますが、複数市町村で協議会を構成する場合などは、必要とする地域について協議会の協議を経て定める必要があります。

3の旅客から収受する対価であります。最初に説明したように実費の範囲内かつ営利とは認められない範囲の対価とされています。基準としては、おおむねタクシー料金の2分の1程度とされており、また、金額が合理的な方法で定められ、かつ旅客にとって明確に提示されていることを要します。そこで提示された額が妥当であるかについて協議会の合意を経て各事業者が定めることとなります。

4の旅客の範囲であります。5ページの①から④に規定する者であって、他人の介助なしで移動することが困難、かつ単独でタクシー等の公共交通機関を利用することも困難な者で、事業者の旅客名簿に記載されている者及びその付添人とされています。

①は身体障害者手帳を持っている方、②は介護保険の要介護認定を受けている方、③は同様に要支援の認定を受けている方、④としてその他の肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の発達障害等を含む広義の障害を有する方が旅客の範囲となっております。

5のその他必要と認められる措置であります。これまでのものに加え、①～⑧に掲げる要件が確保され、事業が適切に運営されているかを確認することも協議会の役割となっております。

続いて6ページをご覧ください。夕張市の現状と言うことで、データを掲載しております。これらのデータを基に福祉有償の必要性について判断することとなります。

1の人口・高齢者の推移であります。各年度末、3月31日現在の数字であります。人口、

65 歳以上人口ともに減少傾向にあります。高年齢率は逆に 3 年間で上昇しています。平成 29 年 5 月末の集計で高年齢率が 50%を超えました。人口が 8,593 名に対し 65 歳以上人口が 4,301 名、高年齢率が 50.05%という数値になっています。支援を要すると思われる高齢者の比率は上昇しています。

2の要支援・要介護認定者の推移であります。人口は減少していますが、要支援・要介護認定者数は年々少しずつあります。増加しております。支援を必要として介護保険サービスを利用される方が人口減少にも関わらず増加していることがうかがえます。

3は障害者数の推移であります。身体・知的障害者は、障害者手帳を所持していることが要件となっておりますので、手帳所持者数を掲載しています。精神障害者については、手帳を所持していることが障がい者の要件ではないので、ここに入らない方もいらっしゃいますが、こちらで把握できるわかりやすい数字と言うことで、精神障害者保健福祉手帳の所持者を掲載させていただいております。

障害者の数につきましては、人口減少もありまして減っていますが、重複して手帳を所持している方もいるため単純な合計にはなりません。人口にたいしておよそ 11%程度の市民が何らかの障害を有していることとなります。国の統計では、国民の 6.7%が何らかの障害を有していると発表されており、夕張市の数字は、それを大きく上回っている現状です。

4のタクシー及び福祉タクシーの台数であります。市内には2事業者、計 8 台のタクシーがあります。いずれの事業者も福祉タクシーは持っていません。バス路線につきましても、夕張鉄道株式会社様が市街地を中心に運行していますが、市街地が点在する当市の地理的要件や、人口減少により運行本数を増やすことは難しく、支援を要する利用者のニーズに対応するために福祉有償運送による移動支援が必要不可欠な状況であります。

福祉有償運送の概要については以上です。

(板谷委員)

ただいまの説明について、ご質問等はございますか

【6 報告事項】

(板谷委員)

質問は無いようでございますので、次第の6「報告事項」を事務局よりお願いします。

(事務局)

報告事項についてであります。資料は 7 ページをご覧ください。前回、平成 26 年 11 月 20 日に開催しておりまして、その後の状況を報告させていただきます。

(1) についてであります。これは年度末に各事業者から提出される実績報告に基づき作成したものであります。3 年間の各事業者の旅客数、走行距離、輸送回数、運送収入について記載しております。

中でも、旅客数と輸送回数は、3 事業者延べでございますが、旅客数については 265 名、272 名、295 名と年々増加しておりまして、輸送回数につきましても、932 回、1,124 回、1,225

回とこちらも上昇しております。夕張市において福祉有償運送の需要が年々増加していることがうかがえます。

(2)の変更届出についてであります。社会福祉法人雪の聖母園より変更届が提出されております。平成27年12月に運転者の氏名変更と1名追加、平成28年8月に2名の追加、9月に1名の追加の届出がされており、現在の運転手は計8名となっています。

報告事項については以上です。

(板谷委員)

ただいまの報告事項について、ご質問等はございますか

【7 議題】

(板谷委員)

ないようでございますので、それでは議事に入らせていただきます。「(1)社会福祉法人夕張市社会福祉協議会において実施する福祉有償運送に係る更新登録について」の審査を行います。まず、申請事業者の夕張市社会福祉協議会より説明をお願いします。

(社協：菅野係長)

夕張市社会福祉協議会の菅野より説明させていただきます。

本会につきましては社会福祉法第109条の規定に基づき地域福祉の推進を図ることを目的とする団体でございます。本会が実施しております福祉有償サービス事業は、要介護者、障がい者等が身体的理由により他の交通機関の利用が困難な場合において、社会参加の促進、在宅福祉の増進を図ることを目的に福祉車両等を使用し、サービス提供を行っている事業であります。

資料の8ページ、9ページをご覧くださいと思います。平成29年6月30日をもって自家用有償旅客運送登録の有効期間が切れるため、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づいた申請書でございます。名称、住所、代表者の氏名でございますが、名称は社会福祉法人夕張市社会福祉協議会、住所が夕張市若菜3番地、代表者の氏名が会長横川孝一でございます。2の登録番号でございますが、北札福第19号でございます。3の自家用有償旅客運送の種別でございますが、こちらは福祉有償運送でございます。4の運送区域でございますが、発着については全て夕張市のみとなっております。5の事務所の名称及び位置でございますが、事務所の名称も同じく夕張市社会福祉協議会、位置は夕張市若菜3番地でございます。6の事務所ごとに配置する福祉有償運送の自動車の数及びその種別ごとの数でございますが、現在、社会福祉協議会では、車いす車を4台、うち軽自動車1台、セダン等を1台所有し、5台で運行しております。7の運送しようとする旅客の範囲でございますが、こちらに記載のとおり身体障害者、要介護者、要支援者、その他の障害すべてに対応しております。

10ページから19ページは本会の定款です。20ページから22ページは法務局に登録しております法人登記の履歴事項全部証明書です。23ページは本会役員名簿でございます。こちらにつきましては、本年6月12日に開催いたしました本会定時評議員会におきまして承認された新役員の名簿であります。24ページは本会役員の宣誓書となっております。25ページから29

ページは、各車両ごとの車検証の写しとなっております。

(事務局)

30 ページからは、本日お渡しした別刷りの資料となっております。

(菅野係長)

30 ページは運転者名簿兼運転者就任承諾書でございます。計 6 名、うち 2 種取得者が 3 名、1 種取得者が 3 名となっております。31 ページから 44 ページは、各運転者の運転免許証写し、2 種以外の運転者 3 名が必要な認定講習適任証、過去 3 年間の運転記録証明書の写し及び介護福祉士登録証となっております。45 ページは運行管理体制を記載した書類となっております、運行管理・整備体制、事故処理連絡体制、苦情処理体制が記載されております。46 ページから 51 ページにかけましては、運行管理者に関わる就任承諾書、運転免許証の写し、経歴証明書、運転管理者講習修了証書、過去 3 年間の運転記録証明書の写し、宣誓書です。本会は 5 台の車両を配置する事業所であり、運行管理の責任者においては資格の添付が必要であるため、安全運転管理者講習修了証を添付しています。52 ページは整備管理責任者の就任承諾書。53 ページから 58 ページは各車両の保険証書の写しと、保険に関わる宣誓書となっております。なお、対人賠償については 8,000 万円以上、対物賠償については 200 万円以上の基準がございますが、本会は全て無制限でございます。59 ページから 63 ページは現在登録しております旅客名簿と身体状況等別の数を記載しております。なお、旅客名簿と身体状況等の数が合わないかと思えます。そちらにつきましては、一人で複数の理由を持たれている方が記載されておりますので、実際の数とは異なっているところですので。64 ページは、29 年 6 月 30 日で有効期限が切れます登録証の写しとなっております。65 ページには現行の料金表をつけさせていただいております。

以上が自家用有償旅客運送の更新登録申請に関わる書類一式となっております。なお、3 年前の更新時に比べ年々利用者数も増え、輸送回数は 3 割増、1 日の平均利用者数も 3 人を超える状況となっておりますので、何とぞご理解いただき、是非ともご了承いただけますようお願い申し上げます。以上でございます。

(板谷委員)

ありがとうございました。ただいまの更新登録についての説明に対し、委員の皆さまからの発言がありましたらお願いします。

(事務局)

社会福祉協議会からいただいた資料につきましては、事前に北海道運輸局札幌運輸支局に事前審査をお願いしまして、特段、書類不備等の問題はないということでした承を得ております。

(板谷委員)

ただいまの事務局の発言を受けまして、何かご意見があればお願いします。

無いようでありますのでただいまの社会福祉法人夕張市社会福祉協議会において実施する福祉有償運送に係る更新登録について、お諮りいたします。

本件につきましては、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認することよろしい

でしょうか。

(委員)

異議なし。

(板谷委員)

異議が無いようでございますので、それでは、ただいまの社会福祉法人夕張市社会福祉協議会において実施する福祉有償運送に係る更新登録については承認することといたします。続きまして「(2) その他」であります。事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

あらかじめ机に置いておきました資料は、個人情報が含まれておりますので、会議終了後、回収します。また、本年度は雪の聖母園さんと清光園さんも更新予定となっております。有効期限が9月末となっておりますので、9月に協議会の開催を予定しております。その際は委員の皆様のご協力をお願いします。

【8 閉会】

(板谷委員)

本日予定の議題は全て終了しました。以上を持ちまして、本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。これ以降は事務局をお願いします。

(事務局)

板谷会長並びに委員のみなさま、ご審議をいただきありがとうございました。

以上を持ちまして、平成 29 年度第 1 回夕張市福祉有償運送運営協議会を終了します。本日は誠にありがとうございました。